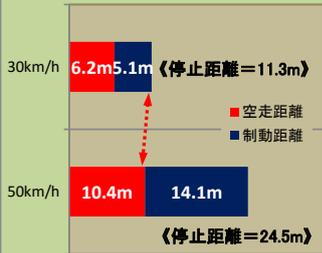


□ 埼玉県警察速度管理指針 □

◆ 埼玉県内では、交通事故発生状況や走行速度と交通事故の関係等の分析に基づき、道路環境に応じた各種対策を推進し、実勢速度の抑制による交通事故の減少に努めてまいります。

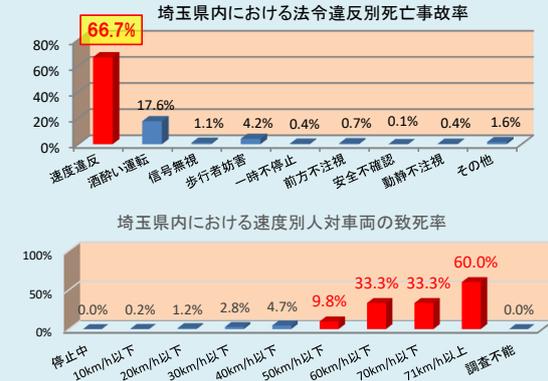
《 速度超過の危険性 》

○停止距離が長くなります。



速度が増大するほど、停止距離は長くなります。
12m先に歩行者がいた場合、時速30kmでは手前で止まることができますが、時速50kmでは、**ほぼノーブレーキ（空走状態）で歩行者と衝突してしまいます。**
時速20kmの違いには、これほど大きな差があります。
※空走距離＝危険を感じてからブレーキが効き始めるまでの間に走行する距離

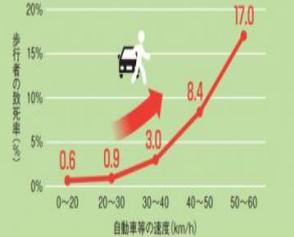
○死亡事故に直結します。



自動車等の速度と歩行者の致死率

自動車等の速度が30km/hを超えると、歩行者の致死率が急激に上昇します。

【出典】警察庁資料より作成
※1 「自動車等」とは、自動車、自動二輪及び原動機付自転車を含む。
※2 平成20年から令和3年までに車速幅員5.5m未満の道路の単独で発生した人対車両事故の分析による。
※3 致死率とは、死者数に対する死者数の割合をいう。



出典：「ゾーン30プラス」交通事故のない生活道路を目指して、国土交通省、警察庁

令和7年中、県内では1万5,619件の人身事故が発生し、そのうち**死亡事故が122件（死者数125人）**で前年より増加しました。人身事故の多くは、前方不注意や安全不確認等を原因としていますが、**速度違反を原因とする死亡事故率は66.7%であり、速度違反がいかに死亡事故に直結しているかを表しています。**
※死亡事故率＝事故原因となった違反が死亡事故となった割合（死亡事故件数÷人身事故×100）
また、県内における人対車両の人身事故において、速度が増大するにつれ、致死率が増えることが明らかとなります。

生活道路

【特徴】

- 歩行者と自転車に関係する人身事故のうち、**約67%**が生活道路や市街地（市町村道）で発生しており、登下校や買物などで人出が多くなる朝夕の時間帯に人身事故が増加します。
- 抜け道に利用されている道路では、急いでいる車と歩行者等との重大事故が懸念されます。

【方針】

- 生活道路では、最高速度時速30km/hの区域規制のほか、ハンブ等の物理的デバイスを適切に組み合わせた「ゾーン30プラス」を整備するなど、「人優先」の交通安全対策を推進します。
また、速度抑制を図るために**可搬式速度違反自動取締装置等による取締り**を強化し、通学路等における歩行者保護に重点をおいた交通安全指導及び交通指導取締りを推進します。
- 交通事故発生状況の分析に基づき、**速度超過違反取締り**を強化し、実勢速度の抑止を図ると共に、著しい速度超過車両に対しては取締りを強化します。



幹線道路

【特徴】

- 人身事故のうち、**約4.2%**が幹線道路（国道、主要地方道、県道）で発生し、さらに、高速道路を除く死亡事故では全体の**約54.9%**となり、生活道路に比べて危険度が大きくなります。
- 歩行者と自転車に関係する事故の死亡事故率は、生活道路等の**0.7%**に対して、幹線道路では**1.6%**であり、生活道路等の**2.4倍**と実勢速度の高さが死亡事故につながっています。

【方針】

- 交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、信号等の交通安全施設の整備状況、交通の状況等に基づき、**最高速度規制の見直し**等を行い、交通流の適正化を図ります。
- 人身事故を減少させるため、交通事故発生状況の分析等の結果に基づき、警察署ごとに**速度取締り重点路線**を設定し、**実勢速度の抑制を目的とした速度取締り**や**白バイやパトカーによる警戒走行**を推進するとともに、**可搬式速度違反自動取締装置による速度取締り**を推進します。

高速道路

【特徴】

- 高速道路での死亡事故は**9件（11人）**発生しています。
県内の死亡事故の割合は、人身事故全体の**0.78%**であるのに対し、高速道路においては**2.07%**であり、死亡事故の全体の**約2.6倍**と、走行速度の高さと死亡事故の関係が表れています。

【方針】

- 交通流の変動、道路構造の改良、交通事故の発生状況等を総合的に勘案して、**交通実態に即した速度規制**を推進します。また、交通事故や気象の変化等の交通障害発生時には、**臨時の速度規制**を迅速かつ的確に実施し、交通事故の抑止等を図ります。
- 令和7年中の死亡事故が多かった東北縦貫自動車道（下り）をはじめとする交通事故多発区間や、実勢速度の高い区間等での**速度取締り及び機動警ら**を強化し、交通事故の減少に努めます。
また、事故発生状況等に応じた**可搬式速度違反自動取締装置による速度取締り**を推進し、実勢速度の抑制による交通事故抑止を図ります。



※ 特徴は、令和7年中に発生した人身事故に基づいています。

※ これらの取組について、県警ホームページのほか、報道機関等を通じて公表を行います。